賛助会員を募集しています。

1 （公財）福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところであります。

そのためには警察の取締りはもちろんでありますが、それと併せ、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動とが相まってこそ可能となります。

また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは大きなものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放運動を目的とした活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。

2 入会について

賛助会員に対する「暴力団排除セミナー」を開催しています。
同セミナーでは、現在の暴力団情勢や民事介入暴力に対する対応要領に関する講習等を行います。

入会手続 詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。「入会申込書」をお送りします。

年会費 企業・団体～1口3万円、個人～1口5千円
（口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。）

特典 会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関紙「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。
暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者（暴排責任者）制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領
- 不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映

などの講習（約3時間）を実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習会の案内通知が届きます。（費用は一切かかりません。）

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事務所」のステッカーを無料で受領できます。
- 不当要求に対する正しい対応要領を学ぶことで会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141（内線4576）（公財）福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

暴力団排除DVDの紹介

暴排のシナリオ
～ヤツらがあなたを狙ってる！～

反社会的勢力からの不当要求への対応について、具体的な要求から対応までを短いドラマで暴排の知識を身につける内容となっています。4話構成となっていますので、研修の時間に合わせてご活用いただけます。

表紙：滝シリーズ 福岡市早良区
坊主ケ滝（ぼうずがたき）

金山登山道の入口にあたり、不動滝とも通天滝または紅葉の滝とも言われ、かつては僧侶の修行の場であったということです。

水の勢いが強く、高さ15メートル、幅約6メートルあって深い渕をなしており、増水したときには遠方からも望むことができるそうです。

お問い合わせは **公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター**
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号　福岡県吉塚合同庁舎5階　TEL.092-651-8938　FAX.092-651-8988　http://www.fukuoka-boutui.or.jp/

「坊主ケ滝（ぼうずがたき）」

公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター

御 挨 拶

福岡県警察本部
暴力団対策部長 **國本 正春**

暴力団対策部長の國本でございます。

県民の皆様方におかれましては、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察業務各般に亘り、深い御理解と力強い御協力を賜っておりますことに対し、心からお礼申し上げます。

さて、本県の暴力団情勢でありますが、昨年中は北九州地区を拠点とする特定危険指定暴力団五代目工藤會傘下組織の組長をはじめとした暴力団構成員１５２人を検挙するなど、暴力団の組織基盤に打撃を与える取締りを行った結果、県内の暴力団勢力は7年連続で過去最少を記録しております。

とりわけ、工藤會に関しましては、本年1月、工藤會最高幹部等に対し極刑等が求刑されましたが、来る8月２４日には第一審判決が予定されております。

県警察では、本年を工藤會対策の帰趨を決する重要な年と位置付け、取締りと暴力団排除施策をより一層推進し、壊滅に向けて、各種対策を強力に取り組んでまいります。

一方で、分裂した六代目山口組と神戸山口組による対立抗争事件の発生が懸念されるなど、予断を許さない状況にあります。

県警察といたしましては、県北の工藤會対策をはじめ、県南においては筑後地区暴力団集中取締本部による道仁会・浪川会への取締りを強化するとともに、山口組の抗争に対しては、不穏動向の把握と先制的な取締りを徹底するなど、県下全域において、隙のない暴力団対策を断行してまいります。

暴力団を壊滅するためには、社会全体での暴力団排除活動の取組が不可欠であり、その中核を担う（公財）福岡県暴力追放運動推進センターや地域・職域における暴力団排除組織の皆様方の一層のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、皆様方の御多幸と御活躍を祈念申し上げ、私からの御挨拶といたします。

『福岡県』の暴力団対策

～殺人・襲撃事件全国最多『修羅の国』から安全・安心の街へ

公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター　専務理事 **藪 正孝**

『修羅の国』？福岡

以前、福岡県、特に北九州市が『修羅の国』『暴力の街』と呼ばれたことがありました。

平成２４年9月以降、警察庁では暴力団等による意に沿わない事業者等への襲撃事件などを「事業者襲撃等事件」と呼び、平成１９年以降の発生件数を公表しています。平成２５年版の警察白書に平成２０年から平成２５年までの間に発生した事業者襲撃等事件と抗争事件発生件数が掲載されています。発生件数が上位の３都県は次のとおりです。何れも福岡県が他を圧倒しています。

事業者襲撃等事件：	1位　福岡県５７件	2位　佐賀県7件	3位　東京都・岡山県５件
抗　争　事　件：	1位　福岡県１８件	2位　山梨県7件	3位　埼玉県４件

ただし、抗争事件は平成２４年１２月、道仁会と九州誠道会（現・浪川会）が特定抗争指定暴力団に指定された後は発生もなく、両団体は平成２５年、抗争終結を宣言しました。

事業者襲撃等事件については、平成２６年9月以降、福岡県警が工藤會総裁や会長ら主要幹部を次々と検挙、隔離した後は激減しました。筑後地区では暴力団によると思われる放火事件等が発生しましたが、福岡県警による更なる取締り強化後は県下全域で発生がありません。

暴力団による凶悪事件と「頂上作戦」～ 殺人事件全国第１位『修羅の国』福岡

昭和３１年以降、警察は暴力団に対する実態把握と取締りを大幅に強化しました。

これは、山口組を初めとする主要暴力団が勢力拡大を図り、その過程で全国的に抗争事件と暴力団による市民への凶悪事件が多発したためです。

凶悪事件の最たるものが殺人ですが、昭和元年（１９２６年）以降、殺人の認知件数が最も多かったのは、昭和２９年の3,０８１件、次が翌昭和３０年の3,０６６件です（図２）。

その後殺人事件は大幅に減少し、最近は1,０００件以下が続き昨年は９２９件でした。

昭和３１年以降は、殺人事件検挙人員中の暴力団員検挙人員も公表されています。同年の全検挙人員2,８６２人中、暴力団員は1,０７８人、全体の3分の1以上を占めています。

このころ福岡県の刑法犯認知件数は、東京、大阪に次いで第3位、しかも昭和３０年代前半は殺人事件全国第1位が続いていました。まさに『修羅の国』でした。

昭和３１年の全国の殺人事件認知件数は2,６１７件、うち福岡県は２４１件と全国の1割近くが発生しています。同年の福岡県の殺人事件検挙人員は２９９人ですが、そのうち２３６人は暴力団員、全国の暴力団検挙人員の４分の1近く、まさに『暴力の街』でした。

昭和３９年以降、全国警察は、主要暴力団のトップや主要幹部に重点を置いた「頂上作戦」と呼ばれる強力な暴力団取締りを行いました。図1は全国の暴力団勢力の推移です。

暴力団員と暴力団準構成員等を合わせた暴力団勢力が最も多かったのは昭和３８年末で、約１８万４,１００人、当時の全国警察官１３万7,０００人を大幅に上回っていました。

昭和３３年の警視庁を皮切りに主要府県警察は暴力団取締り担当課を新設、福岡県警も昭和４０年に捜査第四課を設置し取締りを強化しました。

「頂上作戦」は、昭和３９年、４５年、５０年と三次にわたって行なわれ、一定の効果があったのは間違いありません。しかし、暴力団は馬鹿ではありません。同じような失敗は繰り返しません。暴力団側は犯罪手口を巧妙化し、特に主要幹部の検挙は難しくなっていきました。そして頂上作戦後しばらくすると、暴力団は再びその勢力を盛り返してきました。

図1　全国暴力団勢力の推移

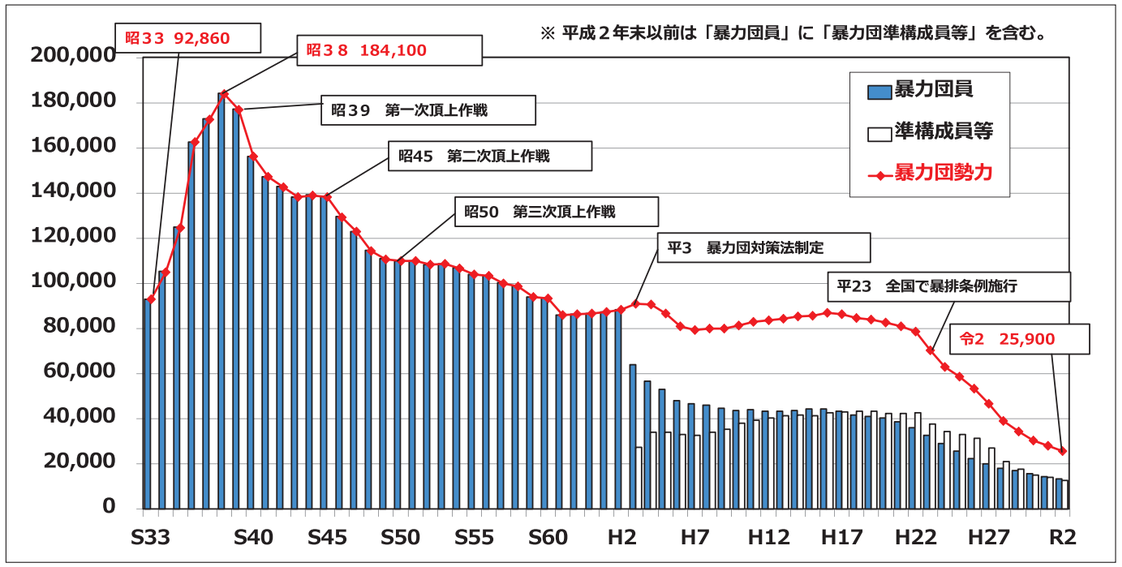

「取締り」から「取締りと暴力団排除」、暴力団対策法の制定

昭和４８年1月、警察庁は全国警察に、従来の取締りに加え「暴力排除活動の高揚」を指示しました。この頃から、暴力排除（暴力団排除）が暴力団対策の一つの柱となりました。

昭和５６年7月、三代目山口組組長の死を契機に、山口組から一和会が分裂し、「山一抗争」と呼ばれた激しい抗争事件が続きました。この間、各地の地方公共団体、各種地域・職域団体等により暴力団追放決議が行われるなど、国民の暴排意識が高まっていきました。

それに伴い警察では関係機関等と連携し、公共工事や公営競技場、ホテル・旅館等からの暴力団排除、暴力団事務所撤去活動の推進等、暴力団排除をさらに強化していきました。

福岡県でも、昭和６１年１２月以降、福岡地区への進出を図った道仁会と、福岡地区に拠点を置く山口組伊豆組との間で抗争事件が発生しました。福岡県内だけでも死者7名、傷者17名、計６１回の襲撃事件が発生しました。昭和６２年1月には多数の買い物客がいた久留米市内のスーパ店内で、道仁会組員２名を伊豆組員２名が射殺する事件も発生しました。

これに対し福岡県警は、同月、福岡地区の中央警察署、博多警察署と道仁会本部を管轄する久留米警察署に「集中取締現地本部」を設置し、あらゆる法令を駆使した取締りと、暴力団事務所の看板や食料品までも差し押さえる徹底的な捜索を行い、抗争を終結させました。

県内では、山口組、道仁会対策に加え、北九州地区で抗争を繰り返していた工藤会（当時）と草野一家が合併し工藤連合草野一家を結成、筑豊地区は太州会がほぼ全域を勢力下に置きました。このため福岡県警は、同年9月、小倉北警察署に北九州ブロック暴力団特別取締本部を、飯塚警察署に筑豊ブロック暴力団特別取締本部をそれぞれ設置し、各地区の捜査員を結集し取締りを強化しました。

全国の暴力団は当時のバブル経済を背景に、民事介入暴力や企業対象暴力を繰り返し、市民社会へ巧妙に浸透し資金源活動を活発化しました。更には暴力団同士の抗争で市民や警察官が巻き添えで殺害される事件が繰り返されました。

そこで誕生したのが暴力団対策法です。暴力団対策法により、従来はグレーゾーンだった暴力団の威力を背景にした暴力的要求行為に対し、中止命令、再発防止命令を行えるようになり、抗争事件に際しては事務所の使用制限も可能となりました。

暴力団対策法は間違いなく大きな効果を発揮しましたが、図1にあるように、暴力団員が減ると暴力団準構成員等が増加し、暴力団勢力は横ばい状態が続きました。

「暴力団 対 警察」から「暴力団 対 警察、行政」へ　～福岡県暴力団排除条例

逆説的に聞こえるかも知れませんが、福岡県で事業者襲撃等事件や市民が狙われる事件が多発した大きな原因は、暴力団排除が進んだからだと思います。市民や事業者の皆さんが暴力団の言いなりならば、あえて暴力に訴える必要はありません。

暴力団対策法の制定後、市民、事業者の皆さんの暴力団排除が加速しました。これに対し、暴力団側が行ったのが事業者等への襲撃事件です。平成６年9月から１０月、北九州市を中心にホテル、パチンコ店、銀行等に対し１６件の発砲事件が発生、６件が検挙され何れも工藤會の犯行でした。

さらに平成１０年2月、北九州市小倉北区の繁華街の一角で、しかも多数の市民の目の前で、工藤會の不当要求を断った元漁協組合長が工藤會幹部らにより射殺されました。

平成１５年3月、福岡県警では凶悪事件を繰り返す工藤會に対し、捜査第四課の態勢をより強化しました。その時発生したのが、工藤會組員による同年8月の小倉北区のクラブに対する手榴弾襲撃事件です。当時としては珍しく暴力団排除を明確に打ち出していたクラブでした。

福岡県警は、平成１８年4月、北九州地区暴力団総合対策現地本部を設置し、県警の総力を結集し取締りを強化しました。積極的に工藤會に資金提供を行っていた企業も対象としました。

取締りを受けた企業の多くは、取締りを機に工藤會との関係を絶ちました。そのため、工藤會は元請けのゼネコン、更には発注者を狙うようになりました。平成２０年9月、トヨタ自動車九州苅田工場に手榴弾が投げ込まれ、北九州市に進出を断念する大手企業も出てきました。

福岡県警は捜査第四課を、主に工藤會取締りを担当する課とそれ以外の暴力団取締りを行う課の二つに分け、そのために刑事部から組織犯罪対策部門を独立することにしました。

当時の福岡県警本部長は田村正博本部長で、この暴力団対策の態勢強化は当時の福岡県知事にも全面的なご賛同をいただきました。田村元本部長が早稲田大学の公開資料等にも書いておられますが、このとき知事から強く要望があったのが暴力団排除条例の制定だったのです。

知事は暴力団取締りのための現行法の不備を指摘されました。法の不備自体は条例での対応は困難ですが、条例として対応可能なものもあるはずです。このため別途プロジェクトチームが結成され検討の結果、現在の福岡県暴力団排除条例に実を結んだのです。

「暴力団 対 警察」から「暴力団 対 警察、行政、そして市民」へ

平成２２年４月1日、福岡県暴力団排除条例が施行され、学校や幼稚園から２００メートル以内に暴力団事務所を新設することなどが禁止されました。条例施行直前の3月、工藤會は北九州市小倉南区の幼稚園の目の前、小学校近くの豪邸に事務所を開設し、当番員を置くようにしました。

付近住民の皆さんが立ち上がり、北九州市、警察も協力して事務所撤去運動が始まりましたが、工藤會は暴追パレードに参加した小倉南区の自治総連合会会長のご自宅にけん銃を撃ち込みました。更には北九州市長に脅迫状が送りつけられました。しかし住民の皆さんは屈することなく事務所撤去運動を続け、翌年2月、建物は医療法人に売却され老人ホームに生まれかわりました。

それ以後も、市民・事業者への襲撃事件が繰り返されました。暴力団排除条例が改正され、平成２４年8月1日から、繁華街で、暴力団の入店を規制する暴力団排除標章制度が開始されました。

北九州市内の繁華街でも、実に７０％以上の店舗が標章を掲示してくださいました。

当時、福岡県警は全国警察から機動隊の応援を受けており、この部隊を小倉北区と八幡西区の繁華街警戒に投入しました。しかし、標章を掲示したスナックやビルに対する放火事件が発生、電話による脅迫、更には標章を掲示したお店の女性経営者らが次々と襲撃され重傷を負いました。その後これら事件の多くが検挙されましたが、何れも工藤會による犯行でした。

襲撃事件や脅迫電話が続く中、標章を外したり、標章を店内の目立たない場所に移す店もあり、一時は標章を掲示している店舗も５０％を切りました。しかし、５０％近くのお店は標章を貼り続けてくださいました。現在は北九州市内約７０％以上の店舗が標章を掲示しています。

平成２３年４月、福岡県知事や北九州市長、福岡市長そして福岡県公安委員会は、国に対し暴力団対策法改正、犯罪組織に対する有効な捜査手段導入など抜本的な暴力団対策の要請を行いました。

警察庁は、平成２４年、暴力団対策法を改正し、特定危険指定暴力団や特定抗争指定暴力団等の規程が整備されました。同年6月の改正法国会審議には、北橋健治北九州市長も参考人として出席され、その必要性などを訴えられました。

図2は、全国の刑法犯認知件数と殺人事件認知件数、そして殺人で検挙された者のうち「暴力団員」と「その他」のグラフです。殺人は左側、刑法犯は右の目盛りです。

平成１４年が刑法犯のピークでした。前年の平成１３年は、犯罪の多発、１１０番通報件数の爆発的増加により、刑法犯検挙率が過去最低わずか19.8％まで減少しました。その後、市民の皆さんの防犯活動などもあり、犯罪の発生は激減しました。昨年は平成１４年の４分の1以下にまで減少しています。検挙率も少しずつ改善し、昨年は全国平均４５.５％まで改善しました。

刑法犯の認知件数の多いのは、やはり東京が1位、２位が大阪です。昨年、福岡は兵庫に次ぐ8位、検挙率も他の7府県は５０％未満でしたが、福岡は５３.３％まで快復しました。過去全国最多だった殺人事件は東京１０５件（検挙１０３件）、大阪１０４（検挙１０３件）件に対し、福岡は全国９位３５件（検挙３５件）でした。

図２　全国の刑法犯認知件数・殺人認知件数及び殺人検挙人員の推移

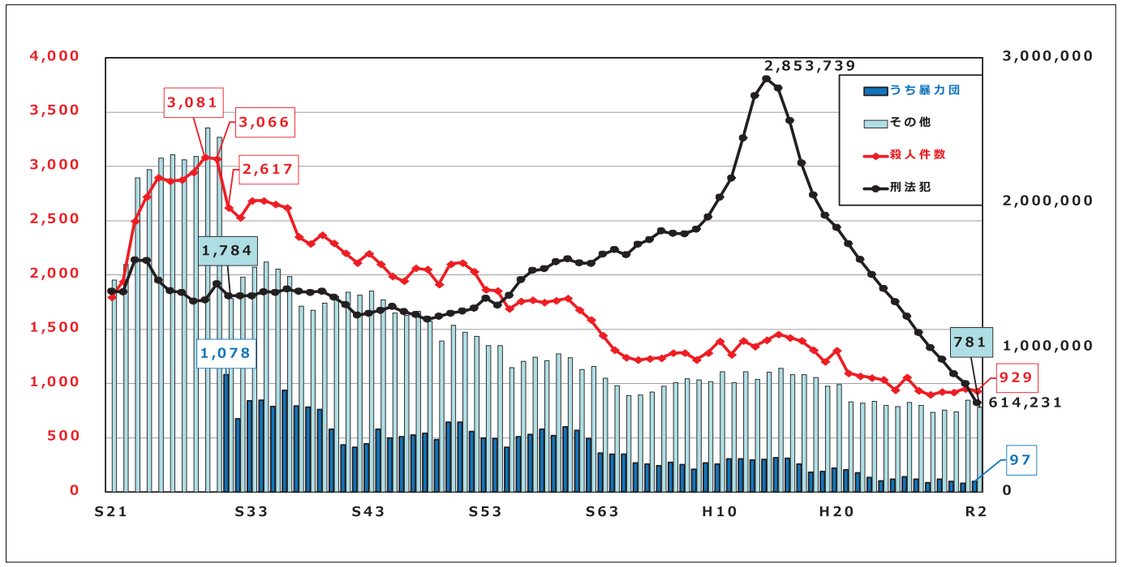

全国的にも福岡県も、犯罪だけではなく暴力団勢力が激減しています。全国初の総合的な暴力団排除条例、暴力団対策法改正による特定危険指定暴力団、特定抗争指定暴力団、何よりも暴力団に対し勇気を持って立ち上がった福岡県民、事業者、行政のご理解、ご協力があったからです。

暴力団は日本社会、この福岡県にも未だしっかり根を張っています。暴力団壊滅、未だ道半ばです。しかし、決してそれは不可能ではないと思います。

事業報告

令和2年度の活動状況

昨年度の主な活動内容をご紹介します。

広報啓発活動

●第29回暴力追放福岡県民大会の開催

令和２年１１月６日、博多サンヒルズホテルにおいて、「第２９回暴力追放福岡県民大会」の表彰式を行いました。大会については、福岡県暴力追放運動センター理事長の挨拶と表彰式の動画をインターネット配信することにより開催することとしました。

●暴力団排除意識の啓発、高揚

会報「県民の絆」等各種広報資料を作成し、県民の暴力団排除に関する知識の普及と暴力団排除意識の啓発に努めました。また、各地で開催される暴追イベントに参加し、暴力団排除の重要性等について講演しました。

●暴力団追放リレーメッセージの配信

暴力団のない安全・安心な福岡県の実現に向けた広報活動として、福岡県知事、福岡県議会議長、福岡県警察本部長、福岡県暴力追放運動推進センター理事長によるリレーメッセージの動画を撮影し、県内の様々な広報媒体を利用してメッセージを発信しました。

暴力団事務所撤去活動

●暴力団事務所撤去に向けた代理訴訟の実施

・久留米市に所在する指定暴力団道仁会系の組事務所については、令和３年２月５日に事務所使用禁止の判決を得ました。

・大牟田市に所在する指定暴力団浪川会の本部事務所については、令和２年１１月に裁判所において事務所の使用禁止等の仮処分命令が決定し、保全執行がなされました。翌月、代理訴訟の弁護団は、裁判所に対して使用禁止請求の訴状を提出しました。今後も、撤去活動の推進に努めます。

●民間企業等の活動に対する支援

地域、職域において暴力団排除活動を実施している自治体や企業等に対して資機材の貸与や啓発資料等の提供など広範な支援活動を行いました。

暴力団からの離脱・就労支援活動

暴力団からの離脱・就労支援活動については、企業に対する給付金や見舞金の支払いといった活動を行いました。昨年度中は、７名が就労に至り、多くの者が現在も仕事を続けています。

暴力追放相談活動

日常の相談対応活動に加え、令和２年１０月１７日に、当センター、警察、弁護士会の三者共催による暴力団被害集中相談窓口を開設しました。また、毎月第１、第３水曜日に「民暴特別相談日」を開設し、民事介入暴力担当弁護士と連携して、相談者の不安の解消に努めました。

少年の指導

県警少年課と連携し、「背後に暴力団が暗躍する特殊詐欺に少年が加担しないように呼びかけるポスター等の作成、配布」など、積極的な少年指導活動の推進に努めました。

各種研修会等の実施

不当要求防止責任者講習

昨年度中は、15回実施し、641事業者が受講しました。

不当要求情報管理機関連絡会議

（公財）モーターボート競争保安協会、（公財）競馬保安協会、日本証券業協会の関係者から書面により情報提供を受け、センターで集約しフィードバックすることで、各機関の連携強化と事業継続に努めました。

民暴弁護士による身近な法律相談 Q&A

担当弁護士
大野慶樹法律事務所
河野　翔 弁護士
〒810-0001
福岡市中央区天神４丁目２番２０号
天神幸ビル３階

Q　民事介入暴力その他の犯罪により生命・身体に被害を受けた場合、被害者やその遺族は、加害者の刑事裁判に直接関与することはできるのでしょうか。

A

1　はじめに

刑事訴訟法やいわゆる犯罪被害者保護法において、被害者及びその遺族が、主体的に刑事手続に参加でき、また、迅速に被害回復を図ることができる制度があります。

2　被害者参加制度について

殺人罪や傷害罪等の一定の重大事件の被害者やその遺族等で、裁判所より、手続への参加を許された者又はこれらの者から委託を受けた弁護士（以下「被害者参加人等」といいます）は、当該事件の公判期日へ出席することが可能です。その際、暴力団事件においては、暴力団等の被告人の関係者が多数傍聴に来る可能性もあるため、威迫を防ぐ観点から、被告人や傍聴人との遮蔽措置を講じることも可能です。

また、被害者参加人等は、検察官に申し出ることにより、証人や被告人に対し、公判期日において、直接質問することも可能です。ただし、証人に対しては、被告人の反省の程度等の情状に関する事項に限られます。

さらに、被害者参加人等は、検察官に申し出ることにより、公判期日において、検察官の論告・求刑と同様の最終的な意見陳述を行うことも可能です。

このような制度により、事件の被害者や遺族等は、犯人の刑事事件に一定の関与を行うことができ、かつ、事件の帰趨をより良く知ることが可能となっています。

3　損害賠償命令制度について

損害賠償命令制度とは、刑事事件の対象となった犯罪事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求について、当該刑事事件を担当した裁判所が、刑事事件の成果を利用して、被告人に賠償を命じる制度です。殺人罪や傷害罪等の一定の故意犯が対象事件となっています。

損害賠償命令制度は、被告人の責任が明らかな場合に迅速に債務名義を取得させる制度であり（これにより、被告人の財産への強制執行が可能となり、任意の弁済を促す契機ともなります）、申立てに要する印紙も一律２０００円とされており、一般の民事訴訟よりも費用負担が軽減されています。

刑事事件についての有罪の言渡しがあると、直ちに損害賠償命令の審理が開かれ、原則として、４回以内の審理期日で終結するものとされています。

4　さいごに

いずれの制度の利用についても、専門家である弁護士の支援を受けることが望ましいと考えられます。弁護士費用の負担については、日本司法支援センター（法テラス）の利用により軽減することも可能です。まずは、一人で悩まずに、弁護士や警察、福岡県暴力追放運動推進センターなどに相談されることをお勧めします。

令和2年12月末における福岡県の暴力団勢力

1）組織数　約130組織
2）暴力団構成員等の概数

		暴力団構成員		準構成員等		計		構成比
福岡県指定五団体	五代目工藤會	220 (270)	-40 (-20)	210 (250)	-40 (-50)	430 (520)	-80 (-60)	28.1%
	道　仁　会	200 (420)	-30 (-30)	170 (340)	+10 (-10)	370 (760)	-20 (-50)	24.2%
	太　州　会	80	-10	50	±0	130	-10	8.5%
	四代目福博会	80 (90)	-10 (-10)	80 (90)	-10 (-10)	150 (180)	-20 (-20)	9.8%
	浪　川　会	110 (190)	0 (±0)	50 (100)	±0 (-10)	160 (290)	-10 (-10)	10.5%
六代目山口組		120	-20	100	±0	220	-20	14.4%
神戸山口組		40	-10	20	±0	60	-10	3.9%
そ　の　他		10	±0	0	±0	10	±0	0.6%
合　　計		860	-110	670	-50	1530	-160	100%

※１ 本表における暴力団構成員等の数は概数であるため、各項目の和が「計」又は「合計」と必ずしも一致しない。
※２ ( )内は、県外勢力を含んだ人数を表す。
※３ 増減は、前年12月末時点の暴力団構成員等と比較したものである。
※４「準構成員等」については、平成23年以前は「準構成員」と呼称していた。

令和3年上半期　地域・職域の暴排活動紹介

1月26日　●福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会研修
2月18日　●西日本政経懇話会北九州例会
3月25日　●西日本政経懇話会大牟田例会
3月30日　●綜合警備保障社内研修
4月2日　●福岡県警暴排先生教養

4月15日　●西日本政経懇話会筑豊例会
4月20日　●福岡銀行協会研修